

インタフェース仕様書市町村編修正履歴

(内容現在 令和 7 年 9 月 19 日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	18	ページ番号 18 ※3: 次のサービスにおける「決定支給量」の設定は、以下のとおりとする。 ... (中略) ... (2) 通所施設等: 生活介護、旧法施設支援(通所)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	1	18	ページ番号 18 ※3: 次のサービスにおける「決定支給量」の設定は、以下のとおりとする。 ... (中略) ... (2) 通所施設等: 生活介護、旧法施設支援(通所)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、<u>就労選択支援</u>	1
2	19	ページ番号 19 < 利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等の考え方 > 1. 利用日数の原則と例外 (1) 原則: 1 人の障害者が 1 月に通所施設を利用できる日数は、「原則の日数」(各月の日数から 8 を差し引いた日数)を<u>基本</u>とする。 (2) 例外: ① 事業所が都道府県に届け出た場合 通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する「対象期間」(3 ヶ月以上 1 年以内の期間)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる。	1	19	ページ番号 19 < 利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等の考え方 > 1. 利用日数の原則と例外 (1) 原則: 1 人の障害者が 1 月に通所施設を利用できる日数は、「原則の日数」(各月の日数から 8 を差し引いた日数)を<u>限度</u>とする。 (2) 例外: ① 事業所が都道府県に届け出た場合 通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する「対象期間」(3 ヶ月以上 1 年以内の期間)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる(<u>就労選択支援を除く</u>)。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
3	131-2	ページ番号 131-2 項番75の内容 重度包括(サービス内容が短期入所の場合)、短期入所において、以下の内容を設定。 ... (中略) ... 重度包括(サービス内容が共同生活援助の場合)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援において、以下の内容を設定。 医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定 医療連携体制加算(Ⅲ)を算定する場合、3を設定 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定 医療連携体制加算(Ⅵ)を算定する場合、6を設定	1	131-2	ページ番号 131-2 項番75の内容 重度包括(サービス内容が短期入所の場合)、短期入所において、以下の内容を設定。 ... (中略) ... 重度包括(サービス内容が共同生活援助の場合)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、<u>就労選択支援</u>において、以下の内容を設定。 医療連携体制加算(Ⅰ)を算定する場合、1を設定 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する場合、2を設定 医療連携体制加算(Ⅲ)を算定する場合、3を設定 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する場合、4を設定 医療連携体制加算(Ⅵ)を算定する場合、6を設定	1